

令和3年度 教育の内部質保証に係る
自己点検・評価結果及び検証結果報告書

令和4年8月

愛媛大学 自己点検評価室

目 次

I. 全学における教育の内部質保証に係る自己点検・評価	1
II. 部局における教育の内部質保証に係る自己点検・評価	2
III. 令和3年度 教育の内部質保証に係る自己点検・評価 改善計画一覧	23
IV. 令和2年度 教育の内部質保証に係る自己点検・評価 改善計画一覧（令和3年度の状況）	25

I. 全学における教育の内部質保証に係る自己点検・評価

自己点検評価室では、「愛媛大学の教育の内部質保証に係る基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づく教育の内部質保証に係る自己点検・評価（以下「自己点検・評価」という。）として、令和3年度は、主に、① 令和2年度受審の国立大学法人評価（第3期中期目標期間4年目終了時評価）の総括、② 令和3年度受審の大学機関別認証評価における指摘事項の検証を実施し、改善に向けた取組を行った。

① 国立大学法人評価（第3期中期目標期間4年目終了時評価）の総括

自己点検評価室において、令和2年度受審の国立大学法人評価の評価結果を検証し、その結果を「第3期中期目標期間4年目終了時評価の総括」として報告書にまとめた。当該報告書の内容は、理事・機構長会議、教育研究評議会において、評価担当副学長（自己点検評価室長）から報告され、対応が必要と考えられる点を全学で共有した。

なお、総括に先駆けて実施した自己点検評価室による全学的な自己点検・評価の中で、学部・大学院の「履修案内」等（履修案内、履修の手引、学生便覧、冊子体シラバス等）の記載内容について、改善すべき点があると評価し、対応計画として、教育学生支援会議にて評価担当副学長から、各学部の統括教育コーディネーターに対して、「履修案内」等の修正が必要な点を説明するとともに、学長、評価担当副学長の連名で、各学部・研究科長に修正を依頼した。

② 大学機関別認証評価における指摘事項への対応

令和3年度受審の大学機関別認証評価における指摘事項を基に自己点検・評価を実施し、全学的に取り組むべき改善事項として、主に（1）入学者選抜の実施体制等の強化、（2）大学院における研究指導計画策定方法の明文化、（3）シラバス点検体制の強化、（4）学業成績判定に関する学生からの異議申立てにおける組織的対応の明文化、の4点について、教育・学生支援機構と連携して以下のとおり対応した。

（1）入学者選抜の実施体制等の強化

入学者選抜の実施方針、実施体制等について、学部入試においては、愛媛大学アドミッションセンターを中心に全学統一的な取組が行われている。このような体制を大学院入試も含め整備し、学部及び大学院における入学者選抜の基本方針や実施組織、学生募集、入学手続等の決定方法を明文化した「愛媛大学における入学者選抜の実施に関する申合せ」及び同申合せに基づく「愛媛大学入学者選抜実施大綱」を定めるとともに、愛媛大学アドミッションセンター規程を改正し、令和4年度実施の入学者選抜より、これらの規程等に基づく運用を開始することとした。

（2）大学院における研究指導計画策定方法の明文化

大学院設置基準第11条及び愛媛大学大学院学則第16条に規定されている、「大学院が研究指導計画を作成し、学生に明示すること」を各研究科レベルで明文化するため、教育・学生支援機構において、「『研究指導計画』に関する申合せ」（以下「申合せ」という。）の雛形を作成した上で、各研究科に申合せの策定を依頼し、令和4年3月までに全研究科において申合せが策定された。なお、令和4年度より、申合せに基づく研究指導計画の策定及び学生への研究指導を実施している。

(3) シラバス点検体制の強化

シラバスを点検する上での実施体制、点検項目、シラバス修正の依頼方法を明確化するため、「愛媛大学シラバス点検要領」を新たに策定した。また、教育学生支援会議において、構成員である各学部・研究科の統括教育コーディネーターへ周知し、各学部・研究科での運用を徹底するよう依頼した。加えて、「愛媛大学シラバス点検要領」を「令和4年度シラバス登録の手引き」とともに全教職員へ周知した。なお、令和4年度シラバスより、同点検要領に基づく確認を実施している。

(4) 学業成績判定に関する学生からの異議申立てにおける組織的対応の明文化

既存の学業成績判定に関する学生からの異議申立て制度において、大学が組織的に対応していることを明文化するため、「学業成績判定に関する学生からの申立てについて（ガイドライン）」を改正し、学生が申立てをする際は、窓口として必ず組織（学部事務等）を通すこと、申立てには、当該学部・研究科の統括教育コーディネーター等が中心となって組織的に対応すること等を明記した。また、改正後のガイドラインは、令和3年度後学期から適用することを学生への一斉メール、学内の掲示等により周知した。

II. 部局における教育の内部質保証に係る自己点検・評価

令和3年度は、点検（モニタリング）を中心に、基本方針に定める教育の内部質保証の推進責任者（理事、副学長、学部・研究科長等）による自己点検・評価を実施した。自己点検評価室では、各推進責任者から提出された自己点検・評価結果及び改善計画について、実施プロセス及び自己点検・評価結果の妥当性の検証を行い、いずれも適切な自己点検・評価及びその結果に基づく改善が実施されていると判断した。

また、今回の自己点検・評価結果において、令和3年度受審の大学機関別認証評価で「改善を要する点」として指摘を受けた、①医学系研究科看護学専攻博士前期課程の入学定員未充足（70%未満）、②連合農学研究科の入学定員超過（130%以上）、③医学系研究科医学専攻における発展科目の授業内容等の学生への明示方法の3点について、令和4年6月時点でいずれも改善途中であったため、本学の内部質保証体制に基づき、自己点検評価責任者（評価担当副学長）から統括責任者（学長）へ現在の状況及び改善計画を報告するとともに、学長、評価担当副学長の連名で、当該研究科長に対し、改善のために必要な対応を実施するよう通知した。

各推進責任者による自己点検・評価の結果及び改善計画の詳細については、後述の部局における教育の内部質保証に係る自己点検・評価結果及び検証結果報告書を参照いただきたい。